

飲酒運転には厳しい処分が!



酒酔い運転



欠格期間3年



免許のない
自転車での飲酒運転も
刑罰は適用されます!

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

呼気中アルコール濃度
0.25mg/ℓ以上

呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ ~ 0.25mg/ℓ 未満



欠格期間2年

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



90日

欠格期間の上限
※前歴0回の場合

酒酔い運転をした場合
▶3年

死亡事故を起こした場合
さらに ▶7年
(※危険運転致死等の場合8年)

ひき逃げをした場合
▶10年



運転者以外にも厳しい罰が!

車両の提供者



酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者



酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

車両の同乗者



酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

翌日に運転する場合は?

夜遅くまで飲酒した場合、翌朝には体内にアルコールが残っている可能性がありますので、車の運転は控えましょう。

二日酔い等による飲酒運転は違反です。翌日運転する予定があれば、それを考慮した飲酒時間、飲酒量を心がけることが重要です。



アルコール依存とは?

運転免許取消処分者講習受講者を対象とした複数の調査で、飲酒運転で検挙された者のうち、3割程度の者にアルコール依存症の疑いがあったことが報告されています。

アルコールは心身への影響のみならず、多くの社会問題との関連が指摘されているため、個人の問題と捉えず、家族にも相談しましょう。



内閣府 アルコール健康障害対策推進ガイドブックより